

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路放射第 10 号線

東京都市計画道路 幹線街路環状第 8 号線

2 理 由

幹線街路放射第 10 号線（以下「放射第 10 号線」という）は、千代田区大手町一丁目を起点とし、北区岩淵町埼玉県境を終点とする、延長約 13.4 キロメートルの路線である。

このうち、北区岩淵町地内の約 390 メートルの区間は、平成 28 年 3 月に東京都、特別区及び 26 市 2 町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する「計画内容再検討路線」に位置付けられている。

この整備方針に基づき、本線と支線の交差点形状に関する計画の実現性や、支線の要否を検討した結果、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないこと等が確認された。

このため、放射第 10 号線について、一部線形の変更及び放射第 10 号線支線 1 を廃止するとともに、一部幅員及び延長の変更、一部車線の数の決定を行う。

また、放射第 10 号線の変更に伴い、幹線街路環状第 8 号線の終点位置、延長を変更する。